

運動部活動改革の制度の検討のポイント

本学における運動部活動改革に資するシステム構築を目指すために、本事業における派遣事例の検討、教育委員会や関係団体へのアンケート・インタビュー調査、学生の研修やシンポジウムから得られた知見、そして本学の有するスポーツ指導者養成関連資産から下記の検討ポイントを設定した。

(1) 派遣先学校の選定とそのプロセス

本事業で実施した教育委員会や関係団体等へのインタビュー調査を通して、各教育委員会や各団体における部活動指導員制度への取り組みや姿勢は多様であることが分かった。したがって、派遣先学校の選定とそのプロセスにおいては、教育委員会のニーズ、学校のニーズ、本学が派遣できる学生の状況、そして関連団体間で十分に情報を共有して検討する必要がある。具体的には、下記の学生を派遣する制度設計を進め、整備することがポイントとなる。

本学の「体育実技研究部(子どもを対象としたスポーツ指導、レクリエーション指導、体育の模擬授業などで教員としての実践力を高める活動をしている)」などの派遣

競技力向上や大会での高実績獲得ではなく、例えば多種目で楽しさに主眼を置いた運動部の設立や運営をサポートする指導員として、本学の「体育実技研究部」の学生や運動部無所属だがこのような活動に関心のある学生の派遣制度も目指す必要がある。

運動部活動へのニーズの多様化に対応した運動部活動の検討と派遣

運動部活動に対して学校や生徒そして保護者が求めるニーズは多種多様であると考えられる。その情報を集め、分析し、運動部の在り方についてコミュニケーションをとる仕組みが必要である。そして、多様なニーズに少しでも多く応えるために本学運動部への所属の有無にかかわらず能力の高い学生を派遣できる指導員育成の仕組みを学内に作ることがポイントとなる。

(2) 派遣先と派遣する部活動指導員の特性に応じた状況調査の実施

派遣先学校の選定とそのプロセス、そして派遣期間中において、運動部のニーズと指導員の特性や能力のマッチングについて確認する状況調査を随時実施する必要がある。そのためにも、学内に設置する本事業担当部署と教育委員会、学校、そして派遣学生との定期的にコミュニケーションの機会と、その中での状況調査が必要である。

(3) 派遣学生の啓発・養成プログラムおよび学外人材の研修システムの構築

部活動指導員として派遣する学生は登録制とする。そして、本学カリキュラムでの「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年、スポーツ庁)で示された研修13項目関連科目の履修状況を確認するとともに、定期的な研究会を実施することによって、一定水準以上の知識と能力を有する指導員を養成することが必要である。さらに、その最新の知識や指導法を学外の人材が学ぶ機会の構築が必要である。

(4) 学内体制の整備

本学の目指す制度を効率よくかつ確実に構築し、円滑に運営していくために、学内に教職支援・運動部活動指導者養成部署を置く。この部署は学内の関連事務局および関連委員会と連携を図るとともに、学外団体や企業との関係構築に努める。

(5) 「チーム学校」の視点から運動部活動の改革推進に体育系大学、企業、商工会議所、産業振興センター等、地域社会が参画した持続可能な体制づくりの検討

本学学生の派遣制度の構築を目指しながら、学生の指導員としての育成において他の体育系大学、企業、自治体、商工会議所、企業や団体などともスポーツ振興に関する情報交換を取り、本制度の発展のための有機的関係の構築を目指すべきである。

(6) 部活動指導員の派遣に関連する契約書モデルの検討 (事故やトラブルなどへの対応、指導員の報酬や稼働条件など)

契約書モデルの検討では、各教育委員会や各学校、各団体の状況や関係性についての検討が必要である。また、必要に応じて学外団体との間でも契約書モデルを検討していくことが重要である。

運動部活動へのスポーツ指導者（学生など）の派遣フロー（案）

